

# 料金表

## みどりが丘ホーム 短期入所生活介護

令和6年6月時点

### 1. サービス利用料金表（1日あたり）

- 下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担）をお支払いいただきます。

|        | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| サービス料金 | 6,228円 | 6,941円 | 7,695円 | 8,418円 | 9,131円 |
| 保険給付額  | 5,605円 | 6,246円 | 6,925円 | 7,576円 | 8,217円 |
| 利用者負担額 | 623円   | 695円   | 770円   | 842円   | 914円   |

- 要支援の方の料金はお問い合わせください。
- 介護保険の単位数での計算上、端数等の関係により若干の誤差がありますので、ご了承下さい。
- 上記料金表は自己負担が1割の場合です。所得に応じて2割、3割負担がございますので「介護保険負担割合証」をご確認ください。

### 2. 上記の利用料金以外に下記の金額が自己負担額として加算されます。

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 機能訓練体制加算      | 13円（1日につき）              |
| 夜勤職員配置加算Ⅰ     | 14円（1日につき）              |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 19円（1日につき）              |
| 送迎加算          | 190円（片道につき）             |
| ※看護体制加算Ⅰ      | 5円（1日につき）               |
| 緊急短期入所受入加算    | 93円（1日につき）              |
| 長期利用者提供減算     | ▲31円（連続して31日目以降）        |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ  | 1ヶ月合計利用料の14%（居住費・食費を除く） |

- ※看護体制加算Ⅰは特養の空床を利用した場合に算定します。
- ショートステイを連続して30日を超えて利用した場合は、31日目は介護保険給付の対象とならない為、**全額が利用者負担**となります。
- 当施設の体制変更により、加算内容が変更される場合があります。

# 【別記】 滞在費及び食費にかかる実費負担

## みどりが丘ホーム 短期入所生活介護

令和6年6月時点

### 1. 滞在費（1日あたり）

| 多床室 | 負担限度額 |      |       |       | 基本費用額 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|
|     | 第1段階  | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |       |
|     | 0円    | 370円 | 370円  | 370円  | 855円  |

### 2. 食費（1日あたり）

| 負担限度額 |      |        |        | 基準費用額  |
|-------|------|--------|--------|--------|
| 第1段階  | 第2段階 | 第3段階   | 第4段階   |        |
| 300円  | 600円 | 1,000円 | 1,300円 | 1,445円 |

利用者負担段階は次のとおりです。

| 利用者負担段階   | 対象者  | 預貯金額                     |
|---|--|--------------------------|
| 軽減措置の方  | <b>第1段階</b><br>居住費 320円<br>食事代 300円<br>市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者<br>（世帯分離している配偶者を含む）<br>生活保護受給者         | 単身 1,000万円<br>夫婦 2,000万円 |
|   | <b>第2段階</b><br>居住費 420円<br>食事代 390円<br>市町村民税世帯非課税であって年金収入額と合計所得金額が80万円以下<br>（世帯分離している配偶者含む）          | 単身 650万円<br>夫婦 1,650万円   |
|   | <b>第3段階①</b><br>居住費 820円<br>食事代 650円<br>市町村民税世帯非課税であって年金収入額と合計所得金額が80万円超～120万円以下<br>（世帯分離している配偶者を含む） | 単身 550万円<br>夫婦 1,550万円   |
|   | <b>第3段階②</b><br>居住費 820円<br>食事代 1,360円<br>市町村民税世帯非課税であって年金収入額と合計所得金額が120万円超<br>（世帯分離している配偶者含む）       | 単身 500万円<br>夫婦 1,500万円   |
| <b>第4段階</b><br>居住費 1,471円<br>食事代 1,445円<br>世帯に課税者がいる者<br>市町村民税本人課税者 |  |                          |

※ 世帯所得の軽減措置……市町村への申請手続きが必要です。